住民課お知らせ

平成31年度 固定資産価格の縦覧 固定資産課税台帳の閲覧について

◎「固定資産価格の縦覧」

今年度の土地・家屋の価格が自由にご覧になれます。

この縦覧制度により、期間中に限り納税者の方が所有する土地・家屋の価格と町内の他の土地・家屋の価格を比較することができます。

〔縦覧期限〕
5月31日（金）まで（ただし、閉庁日を除く）

〔縦覧時間〕
午前8時30分～午後5時15分

〔縦覧場所〕住民課窓口

〔縦覧できる方〕町内に所在する土地・家屋に係る固定資産税の納税者

カット

◎「固定資産課税台帳の閲覧」

固定資産課税台帳は、年間を通じて閉庁日を除く毎日、閲覧できます。

〔閲覧場所〕住民課窓口

〔閲覧できる方と閲覧範囲〕

固定資産税の納税義務者
～本人が所有している固定資産

借地・借家人の方
～借地・借家対象の固定資産

〔縦覧や閲覧の申請に際して必要なもの〕

・本人の場合…運転免許証など本人確認のできるもの

・代理人の場合…委任状および代理人の本人確認のできるもの

＊同居の家族の方でも、納税者本人以外は代理人の場合と同様となります。

・借地・借家人の場合…賃貸借契約書またはその写し、本人確認のできるもの

＊固定資産税の納税通知書は、5月7日（火）に発送する予定です。

※問い合わせは、住民課☎83－2190

一定の障害のある方は後期高齢者医療制度に加入できます

後期高齢者医療制度とは、75歳以上の方が必ず加入する医療制度ですが、現在、国民健康保険などの医療制度に加入をされている65歳から74歳までの方は、障害の状態によって、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

○対象となる条件

・65歳以上の方で一定の障害の認定を受けている方

◎身体障害者手帳1級から3級をお持ちの方。または、4級の一部【＊】の方。

【＊】4級の対象は、下肢障害4級1号（両下肢の全ての指を欠くもの）、下肢障害4級3号（一下肢を下腿2分の1以上欠くもの）、下肢障害4級4号（一下肢に著しい障害のあるもの）

◎精神障害者手帳1級・2級をお持ちの方

◎愛の手帳1級・2級をお持ちの方

○負担割合と保険料

後期高齢者医療制度の被保険者の方が医療機関にかかる際の自己負担割合は、所得に応じて1割または3割となります。

保険料については、今まで加入されていた医療制度（健康保険）と保険料の計算方式が異なるため、保険料額が変わります。

○申請に必要なもの

①障害者手帳（身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳）または、年金証書（障害年金1・2級）

②身分証明書（障害者手帳のない方）

③個人番号のわかるもの（個人番号カード・個人番号通知カードなど）

④現在所有の健康保険証

⑤印鑑

【筋力向上トレーニング講習会】

日時・会場　カレンダー参照（２時間程度）

参加資格　町内在住・在勤の４０歳以上の方

持ち物　動きやすい服装、運動用上履き、タオル、飲み物（水分補給用）

※申込み・問い合わせは、
福祉保健課　☎８３－２７７７